

〇たつの市議会政務活動費交付条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、たつの市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び会派に属しない議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、たつの市議会における会派(以下「会派」という。)及び会派に属しない議員の職にある者(以下「無会派議員」という。)に対して交付する。

(交付の方法)

第 3 条 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該各半期に属する月数分を交付する。ただし、各半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

2 政務活動費は、交付月の25日(その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)に交付する。

(会派に対する政務活動費)

第 4 条 会派に対する政務活動費は、各月 1 日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額 2 万円を乗じて得た額を交付する。

2 各半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があったときは、当該議員は第 1 項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があったときは、当月分の政務活動費は、交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた会派が、各半期の途中において所属議員数に異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

5 政務活動費の交付を受けた会派が、各半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(無会派議員に対する政務活動費)

第 5 条 無会派議員に対する政務活動費は、基準日に在職する無会派議員に対して、月額 2 万円を交付する。

2 各半期の途中において新たに無会派議員となった者に対しては、無会派議員となった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交

付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は、交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた無会派議員が、各半期の途中において無会派議員でなくなったときは、無会派議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費は、会派及び無会派議員（以下「会派等」という。）が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。
（経理責任者）

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収証書等の証拠書類の原本を添えて議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月20日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた無会派議員が無会派議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は無会派議員であった者は、会派の解散の日又は無会派議員でなくなった日から15日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第9条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派等がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派等がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 たつの市情報公開条例（平成17年条例第24号）第5条に規定する者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

（透明性の確保）

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 30 日条例第 45 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 1 日条例第 2 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のたつの市議会政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日の前日までにたつの市議会政務調査費交付条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のたつの市議会政務活動費交付条例の規定は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

別表 (第6条関係)

項目	内容
調査研究費	会派等が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費 (資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派等が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費 (講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
広報費	会派等が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)
広聴費	会派等が行う住民からの市政及び会派等の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)
要請・陳情活動費	会派等が要請、陳情活動を行うために必要な経費 (資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊料等)
会議費	会派等が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等、各種会議への会派等の参加に要する経費 (会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
資料作成費	会派等が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	会派等が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)
人件費	会派等が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、賃金等)
事務所費	会派等が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、事務機器購入、リース代等)